

調達管理番号・案件名

24a00829_ウクライナ国メンタルヘルスケア・がん治療にかかる情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)(ファスト・トラック制度適用案件)

質問と回答は以下のとおりです。

2024年12月20日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1			貴機構・ウクライナ事務所は昨年11月に再開したとの認識ですが、その理解でよいでしょうか？現在稼働していない場合は、本調査を担当されるJICA事務所はどちらになりますでしょうか。	キーウ市内にあるウクライナ事務所は稼働しております。
2			リモートが中心の業務であるが、現地調査や本邦研修の招聘について、現地での対応も重要である。現状治安問題から渡航が制限されている状況にあるため、現地情報の入手に困難な状況にあります。JICA側で、本業務を実施するにあたって各種調整や保健省・医療機関との協議、邦人が渡航した時のサーベイ補佐、通訳・翻訳、各種ロジ調整等を行う現地でのパートナーをご紹介頂くことは可能でしょうか？	現地でのパートナーは受注者側で手配をお願いします。
3	4	第1章 企画競争の手続き 6. プロポーザル等の提出 (2)提出方法 2)本見積額 ①電子入札システムを使用して(以下略)	電子入札システム ポータルサイト 電子入札システム年間稼働スケジュール(予定)によりますと、年内稼働日が12月27日迄、年始1月6日からとのことですが、本案件の電子入札はいつから可能となりますでしょうか。	本案件の電子入札は公示翌日の12月12日(木)9:00~12月27日(金)20:00時まで、年始は1月6日(月)8:30~1月7日(火)12:00まで可能です。 (12月28~1月5日はメンテナンスの為、入札不可)
4	9	第4条 実施方針及び留意事項	「VRソフトウェア開発支援を実施する再委託先等について、発注者は再委託先候補者リストを提供する予定」と記載がありますが、再委託業務の対象は「1.メンタルヘルスケア分野 (3) パイロット事業の支援」の、「② VRソフトウェア開発に関する技術支援及びモニタリング」に限るのでしょうか。もし、メンタルヘルスケア分野のVRソフトウェア開発以外にも対象となるのであれば、再委託候補者リストは同様に貴機構から受託者に提供されるのでしょうか。	再委託業務の対象は、P17に記載の通りですが、「がん治療用の医療機器のためのソフトウェアの初期導入及び運営に関するウクライナ側へのコンサルテーション及び研修の実施」については、再委託先候補リストの提供はありません。
5	9	第4条 実施方針及び留意事項	一つ前の質問に関連しますが、第4条冒頭に「現地法人等に一部の業務を再委託で実施することを想定している」と記載があります。こちらはVRソフトウェア開発支援を実施する再委託と存じますが、それ以外(メンタルヘルスに関しては招へい後のフォローアップやパイロット事業支援のボホモレッツ医科大学の運営能力評価、がん治療に関してはパイロット事業支援)について、現地特殊傭人を備上することは可能なのでしょうか。可能な場合は別見積ではなく本見積と考えて良いのでしょうか。	再委託の業務以外は基本的にリモートで実施することを想定していますが、必要に応じて現地特殊傭人を備上することは可能であり、その費用は本見積の中に含めて下さい。

6	9	第4条 実施方針及び留意事項	本調査期間中に実施する現地渡航について「情報収集」と「モニタリング」の2つの目的が示されていますが、これらの目的は、通常調査の作業計画において、パイロット活動等の前と後に行われるもので、同時に行うことは困難と予想されます。そのため、渡航は最低2度異なるタイミングで計画すべきものと理解してよろしいでしょうか。	現地渡航の回数については、1回分を想定しています。「情報収集」と「モニタリング」を目的とした現地渡航は可能と記載していますが、最重要となる部分への現地渡航を1回とし、その他の部分については、現地備人等で実施することを想定しています。もちろん、上限金額の範囲内であれば、2回の渡航を提案いただくことは問題ありません。上限額を超過する場合には、別見積もりとしてください。 なお、実際の現地渡航の時期や回数は、現地の情勢や案件の進捗状況等を考慮し受注者と協議した上で決定する予定です。
7	9	第4条実施方針及び留意事項	現地調査において「渡航地域はJICAの安全対策措置にて法人渡航可能な地域のみ」と記載がありますが、現時点では、実施機関である国立ボホモレッツ医科大学があるキーウは「渡航可能」と想定して、調査計画を策定してよろしいでしょうか。	キーウは渡航可能地域であることを前提として、調査計画を策定下さい。
8	9	第4条 実施方針及び留意事項	メンタルヘルスケア分野の VR ソフトウェア開発支援を実施する再委託先等について、発注者は再委託先候補者リストを提供する予定。とあるが、候補者はどのような企業になるのでしょうか？またその選定はどういった基準で行われたのでしょうか？	再委託先候補は治療用のVRソフトウェア開発について実績を有する機関であり、JICAとの面談等を通じて選定された機関です。受注者からの提案も妨げません。
9	9	第4条実施方針及び留意事項	現地渡航に関して、治安対策上、1回の渡航におけるウクライナ国内の滞在は何日までとするといった制限や想定があればご教授願います。	渡航人数、滞在日数等は現地の情勢に応じて変わる可能性があります。現時点では原則として渡航人数は3名まで、渡航日数は7日間となっています。
10	9	第4条 実施方針及び留意事項について	VRソフトウェア開発支援に関しては候補者リストの提供が予定されている。一方、がん治療のソフトウェアの導入・運営に係るコンサルティングも現地再委託を想定しているような企画書内容ですが、こちらは候補者リストの提供はないものと考えてよいでしょうか？	がん治療のソフトウェアに係る支援はソフトウェアの開発支援ではなく、大手メーカーの既存のソフトウェアの導入・運営にかかる支援を想定しているため、候補者リストの提供はありません。再委託先を行う時点でメーカーの現地代理店が存在し稼働していれば現地代理店、なければその他の適切な企業等を想定しています。
11	9	第4条実施方針及び留意事項	「メンタルヘルスケア分野のVRソフトウェア開発支援を実施する再委託先等について、発注者は再委託先候補者リストを提供する予定」とありますが、貴機構から複数の候補者が示され、選定は受注者が行うという理解でよろしいでしょうか。また、がん治療分野の再委託先については、貴機構からの指定はなく、受注者が独自に情報収集の上ショートリストするという理解でよろしいでしょうか。	VRソフトウェアの再委託先候補者に関しては、JICAから候補者のリスト提示は行いますが、受注者からの提案も含めてJICAと協議した上で、ショートリストの最終化及び選定を受注者にて行っていただきます。 がん治療支援の再委託先候補者に関しては、受注者に候補者のショートリストを作成していただきます。
12	10	調査の内容	本件の業務目的が「今後の支援方針などについて検討する」とありますが、それぞれの分野で無償資金協力、技術協力支援のスキームごとに、どういう支援が適切かを提案するところまでを行うという理解でよいでしょうか？	2つの分野での今後の支援の方向性、重点分野等について仮説を立てた上で支援のスキームごとに提案をしていただく想定です。
13	10	第5条調査の内容1.メンタルヘルスケア分野(2)招へいの準備及び招へい後のフォローアップ	貴機構にて2025年2月に予定している別途実施の招聘事業について、こちらは本調査の契約期間と重なるタイミングでの実施が予定されており、本調査の受注者が、来日しているウクライナ側関係者と十分な協議や意見交換を行うことは可能と理解してよろしいでしょうか。	招へい期間中の同行、講義の同席、意見交換会での参加は可能ですが、日ウ専門家同士の協議・意見交換がメインとなります。同席している受注者はその中で情報を得て頂き、帰国後に必要に応じてリモートでウクライナ関係者と連絡を取り合うと想定しています。
14	11	第5条 調査の内容 1.メンタルヘルスケア分野 (3)パイロット事業の支援	「(3)パイロット事業の支援」①では「実施期間のニーズに合致した医療器材を選定」とある一方で、②ではVR機材用のソフトウェア開発の多方面からの支援とあります。①で意図されている医療器材のは、あくまでウクライナで開発しているVR機材とは別の機材と考えて良いでしょうか。	①での医療器材はVR機材とは別の医療器材を想定しています。2025年2月の招へいの時に候補となる医療器材について日ウ専門家同士で協議する場を設ける予定です。

15	11	1.メンタルヘルスケア分野 (3)パイロット事業の支援	①にある、調査期間中に受託者が貴機構や関係者と協議のうえで選定する医療器材と、②にあるVR器材は別物と考えてよろしいでしょうか。 また、この器材の調達時期は、12ページ「2.がん治療分野」で調達予定の医療機器(10月予定)と時期を合わせる必要はあるのでしょうか。	協議の上で選定する医療器材はVR器材とは別の医療器材です。 2つの分野(メンタルヘルスケア・がん治療)は運動しているわけではないため、メンタルヘルスケア分野の器材の調達時期をがん治療の医療器材の調達時期と合わせる必要はありません。
16	11	第2章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 1.メンタルヘルスケア分野 (3)パイロット事業の支援 ②ヴァーチャルリアリティ(VR)ソフトウェア開発に関する技術支援及びモニタリング	実施機関である国立ポホモレツツ医科大学が現地の民間企業と共に開発を進めていると記載があるため、該当パイロット事業の再委託先は既に決まっており、特命随意契約をするという理解でよろしいでしょうか。	該当パイロット事業の再委託先は決まっています。VRソフトウェアの再委託先候補者に関しては、JICAから候補者のリスト提示は行いますが、受注者からの提案も含めてJICAと協議した上で、ショートリストの最終化及び選定を受注者にて行っていただきます。なお、ソフトウェアの開発を進めている現地の民間企業は候補者のリストの中に含まれていません。
17	11	第5条 調査の内容、1.メンタルヘルスケア分野、(3)パイロット事業の支援①	「2025年2月の本邦招へいの成果、情報収集及びウクライナ側の専門家のヒアリングを通じて実施機関のニーズを把握し、発注者と協議した上で、実施機関のニーズに合致した医療器材を選定する」とありますが、メンタルヘルス関連の器材としてどのようなものを想定されているのでしょうか。	メンタルヘルスケア関連の器材として、日本の精神科で利用されているような医療機器を想定しています。2025年2月の招へいの時に候補となる医療器材について日ウ専門家同士で協議する場を設ける予定です。
18	11	パイロット事業の支援	9頁にVRソフト開発の再委託先についてはリストが提供されるとあります。がん治療用の医療機器のためのソフトウェア初期導入については、納入する装置メーカーの代理店に医療用アプリケーションソフトをインストールさせ、画像構築や読影方法のための研修を実施すると理解してよろしいでしょうか？	がん治療用のソフトウェアに関しては、初期導入に係る支援を想定しています。受注者は、メーカーの代理店を含めて、上記の支援を適切に実施できる候補者について情報収集を行い、その中からもっとも適切な候補者を選定する流れを想定しています。
19	11	第2章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 1.メンタルヘルスケア分野 (3)パイロット事業の支援 ②ヴァーチャルリアリティ(VR)ソフトウェア開発に関する技術支援及びモニタリング 及び 22ページ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4.見積書作成に係る留意事項 (5)定額計上について	11ページに記載されているパイロット事業の内容は、VRの開発に関するコンサルテーションやVRを使った暴露治療法に関する研修とありますが、22ページの定額計上の対象とする経費は「VRソフト開発及びVR暴露治療法に関するコンサルテーション業務」となっております。定額計上には、VR暴露治療法の研修は含まれますか。	定額計上には、VR暴露治療法の研修も含まれています。
20	11	第5条 調査の内容、1.メンタルヘルスケア分野、(3)パイロット事業の支援②	「受注者は実施機関のニーズを確認した上で、第三者機関の専門家に業務を再委託した形でVRの開発に関するコンサルテーションやVRを使った暴露治療法に関する研修を実施する。」とありますが、想定された第三者機関はすでにあるのでしょうか。	VRソフトウェアの再委託先候補者に関しては、JICAから候補者のリスト提示は行いますが、受注者からの提案も含めてJICAと協議した上で、ショートリストの最終化及び選定を受注者にて行っていただきます。
21	11	パイロット事業の支援	11頁、12頁に記載のある両分野のパイロット支援に用いる器材の調達ですが、日本の商社を対象に本邦で入札にかけるといふ理解でよいでしょうか？あるいはウクライナ事務所が調達するのを、コンサルタントが図書を作成して調達支援業務を行うというご想定でしょうか？	受注者が入札図書案を作成する等、JICA本部の調達業務を支援することを想定しています。
22	11	第2章、第5条、1.(3)パイロット事業の支援	メンタルヘルス分野の医療機器、がん治療分野の医療機器及びソフトウェアのモニタリング時期は、据付後何カ月後を想定されているのでしょうか。	両分野の医療機器のモニタリングは、期間中(2025年12月までを想定)に納入前の据付の準備の進捗状況の確認から、据付後の使用状況の確認まで含まれます。モニタリング時期は、JICAが調達する器材の納期とも関わりますが、調査期間の終盤が想定されます。

23	11	第2章、第5条、1. (3)パイロット事業の支援、②	VRソフト開発及びVR暴露治療方法は国立ボホモレッツ医科大学が現地の民間企業と共に開発を進めています。コンサルテーション業務はこの民間企業に現地再委託する想定でしょうか。	VRソフトウェアの再委託先候補者に関しては、JICAから候補者のリスト提示は行いますが、受注者からの提案も含めてJICAと協議した上で、ショートリストの最終化及び選定を受注者にて行っていただきます。なお、現地の民間企業は候補者のリストの中に含まれていません。
24	11	第5条調査の内容1.メンタルヘルスケア分野(3)パイロット事業の支援	本調査内で実施されるメンタルヘルスケア分野の医療機材について、現時点で貴機構が想定している機材、ないしは実施機関の国立ボホモレッツ医科大学から要請が挙げられている機材にはどのようなものがあるでしょうか。	メンタルヘルスケア関連の機材として、日本の精神科で利用されているような医療機器を想定しています。2025年2月の招入の時に候補となる医療器材について日ウ専門家同士で協議する場を設ける予定です。
25	12	第2章、第5条、2. (2)パイロット事業の支援	パイロット事業でCTの調達支援が求められています。調達スキームは何を使用するご予定でしょうか。貴機構本部の調達スキームか、それとも現地事務所の調達スキームか、現時点での想定スキームをご教示ください。また、公示や調達業者の選定・評価はパイロット事業の一環でコンサルタントが行うのでしょうか。また調達業者は日本企業でしょうか、それとも現地企業でしょうか。	CTの調達はJICA本部調達部が行います。受注者は仕様書作成等を含む調達支援を行う想定です。調達業者等の詳細は現時点では決まっています。
26	12	第2章、第5条、2. (2)パイロット事業の支援	調達業者の調達監理はパイロット事業の一環で行うのでしょうか。「モニタリング方法に関する提案を求める」とありますが、ここでいうモニタリングとは調達業者の調達監理に当たりませんか。	調達業者の調達監理ではなく、現地での据付の準備、据付及びその後の利用状況のモニタリングを想定しています。
27	12	第2章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 2. がん治療分野 (2)パイロット事業の支援 及び 22ページ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成に係る留意事項 (5)定額計上について	12ページに記載されているパイロット事業の内容は、医療器材用ソフトウェアの導入・運営のために必要なコンサルテーション業務・研修とありますが、22ページの定額計上の対象とする経費は「がん治療のための医療器材用ソフトウェアの導入・運営に関するコンサルテーション業務」となっております。定額計上には、研修は含まれますか。	定額計上には、研修も含まれています。
28	12	第2章、第5条、2. (2)パイロット事業の支援	がん治療用の特定の医療機材(CT)に係る、ソフトウェアの導入及び運用のために必要なコンサルテーション・研修を実施しますが、ソフトウェアはCTの各メーカーやモデルに特化していると思慮いたします。こちらの再委託は、メーカーの現地代理店への再委託を想定されているのでしょうか。そうではない場合は、ご想定をお聞かせいただけないでしょうか。	再委託先を行う時点でメーカーの現地代理店が存在し稼働していれば現地代理店、なければその他の適切な企業等を想定しています。
29	12	第2章、第5条、2. (2)パイロット事業の支援	がん治療に必要な特定の医療機器及びソフトウェアとあり、注釈にコンピュータ断層撮影装置(CT)を選定済みとございますが、CTの詳細をご教示いただけませんか。がん診断用にはPET-CTや、CTシミュレーターなどもございますが、本パイロット事業では通常のCTスキャンを想定されていると理解してよろしいでしょうか。	CTシミュレーターを想定しています。
30	12	第2章、第5条、2. (2)パイロット事業の支援	CTの設置場所、床の耐荷重等につきましてはすでに調査済みという理解でよろしいでしょうか。もしくは今回の調査で確認することになりますでしょうか。また、改修等の必要性が判明した場合には先方負担事項として対応するという理解でしょうか。	CT設置予定の建物の準備の進捗状況を受注者にご確認いただく想定です。改修費用等は実施機関が負担します。

31	12	第2章、第5条、2. (2)パイロット事業の支援	がん治療用の医療機器の調達は「2025年10月を目途」とするとの記載がありますが、ここに示されている調達とはどの時点のことを意味しますでしょうか。具体的には、注文が完了するということであるのか、据え付け完了までを想定しているのか等教えていただけますでしょうか。CTの昨今の調達事情を鑑みると、2025年10月までに据付が完了できない可能性もあると考えますが、その場合には契約延長等の対応もあり得るという理解でよろしいでしょうか。	2025年10月はCTが実施機関(倉庫への納入も含む)に届く時期の目安です。12月末までに据付が完了しない場合は、受注者と発注者が別途協議によりその後の対応を決める想定です。
32	13	第6条報告書等	報告書については、2つの分野で夫々作成することですが、別々に作成することが表中に明示されているファイナルレポート以外は、まとめて作成するものと理解してよろしいでしょうか。夫々作成が必要な報告書がファイナルレポート以外にあれば明示いただければと思います。	夫々作成が必要な報告書はファイナルレポートのみです。
33	17	2. 業務実施上の条件(3)現地再委託	現地再委託について、本項目では、「ヴァーチャルリアリティソフト開発等に関する業務」、ならびに「がん治療の医療機器のためのソフトウェアに関する業務」の2つが再委託を認められていますが、そのほかに現地の情報収集やパイロット活動のモニタリング等にかかる業務については、再委託は認められていないと理解してよろしいでしょうか。	現時点では上記の2つの業務以外の業務の再委託は想定していませんが、必要に応じて現地特殊備人を備上することは可能であり、その費用は本見積の中に含めて下さい。
34	17	業務量の目途	本件の業務の大半は本陣コンサルタントは国内で実施し、ローカルコンサルタントを使って遠隔で業務を進めることが多くなることが想定されます。13.34人月の中にはローカルコンサルタントの件費も含まれていると理解してよいのでしょうか？	合計人月13.34のうち、別契約を締結する本邦招へいに係る人月は2.65人月ですので、残りの10.69人月が本体業務に係る人月です。10.69人月には定額計上指示をしている業務以外の報酬が含まれます。定額計上指示をしている業務以外で、現地での再委託費や特殊備人費の計上が必要な場合は、上限額の範囲内で提案することは可能です。上限額を超える提案をする場合には、別提案・別見積もりを提出してください。
35	17	業務実施上の条件(2) 2)渡航回数の目途	機材供与を伴うパイロット活動は、国立ボホモレツク医科大学の人材育成拠点としてのポテンシャルを評価するところまで実施する必要があると記載されている。渡航回数が限られている場合、評価が行える状況になってからの渡航と考えてよいのか？	現地渡航の可否は情勢に左右されることを考慮し、受注者が遠隔で収集した情報、現地特殊備人や再委託先からの情報、渡航した時に収集した情報等をもって実施機関のポテンシャルを評価していただきます。
36	17	2. 業務実施上の条件(3)現地再委託	がん治療用の医療機器のための再委託先について、現地再委託を想定されていますが、本邦ないしは第3国の事業者への再委託は認められるのでしょうか。例えば、CTの画像解析等については、主に先進国のメーカーや医療機関等で技術が成熟しているものであり、実施機関の国立ボホモレツク医科大学のスタッフに研修を提供するほどの十分な能力がある現地再委託先が存在しない可能性があるかと想定します。	がん治療用のCTの導入支援のための再委託先に関しては、受注者が情報収集を行った結果、ウクライナ国内では適切な機関が存在しないことが判明した場合、近隣国にある機関を再委託先として検討頂きます。

37	22	第3章、4、(5)定額計上について	<p>定額計上の費目内に安全対策経費として設定されている「戦争特約保険」の金額は安価であると考えますが、ウクライナへの現地派遣は何日間を想定されているでしょうか。</p> <p>外務省の危険レベルが高いため、民間の保険会社では戦争特約保険の付保は難しい可能性があります。</p> <p>企画競争説明書では「安全対策経費については、別途契約交渉時、契約時または契約期間内で変更する」とありますので、別途、貴機構より戦争特約保険のご提案やご相談をさせていただけるということでしょうか。</p>	<p>戦争特約保険料は3名の従事者が7日間渡航する想定で積算しています。もし、定額計上を超える提案を行う場合は、別提案・別見積りとして提出してください。定額の金額のまま計上して契約をするか、受注者からの見積りによる積算をするかを契約交渉において協議・決定します。</p> <p>別提案及び別見積りについては、企画説明書の第3章4、「(4)別見積りについて(評価対象外)」、「(5)定額計上について」をご参照ください。</p> <p>戦争特約保険の付保に関しては必要に応じて発注者より情報提供は可能です。</p> <p>なお、渡航日数については、上記の想定日数によらず自由に提案してください。</p>
----	----	-------------------	--	---

以上